



第 41 回

会社のしくみ (7) 監査役・監査役会など

会計参与

会社の任意で設置できます。取締役と共同で、計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類、連結計算書類を作成したり、会計参与報告の作成などをします。税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人の資格が必要です。株主総会により選任されます。

監査役

監査役は、取締役や会計参与の職務の執行を監査します。会計に関する監査を「会計監査」、会計以外の職務執行に関する監査を「業務監査」と言います。非公開会社（監査役会設置会社や会計監査人設置会社を除く）においては、定款をもって監査

役の監査の範囲を「会計監査」に限定することができます。

監査役の任期は、原則として4年（選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで）です。非公開会社においては、定款により10年まで延長することができます。

監査役のための権限

- ① 取締役会への出席義務があり、取締役会招集請求権や取締役会招集権があります。
- ② 事業報告請求権、業務・財産調査権があります。
- ③ 取締役会や株主総会に対して、報告義務があります。
- ④ 取締役の違法行為に対して差止請求権があります。
- ⑤ 会社と取締役間の訴訟においては、会社を代表する権限があります。

監査役会

3人以上の監査役で構成され、そのうち半数以上は社外監査役でなければなりません。監査役会は、監査報告の作成、常勤監査役の選定及び解職、監

査の方法、会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項の決定を行います。

会計監査人

株式会社の計算書類及び附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類を監査します。会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならず、株主総会により選任されます。

その職務を行うに際し、取締役の職務の執行に關し不正行為等を発見したときは、遅滞なく監査役ないし監査役会に報告しなければなりません。

委員会設置会社について

経営機構（執行役）と経営監視機構（取締役及び各種委員会）が分離した米国型の経営形態として、当初大会社にのみ採用可能でしたが、平成17年会社法により、すべての会社が採用できるようになりました。

委員会設置会社を採用した場合、取締役の中から、3人以上により構成される指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設置

しなければなりません。そして、各委員会の委員の過半数は社外取締役でなければなりません。

さらに、取締役会の決議により、1人ないし2人以上の執行役を選任しなければなりません。執行役は取締役を兼ねることができません。

各委員会は経営の基本方針等を決定し、執行役等（取締役、会計参与を含む）の業務の執行を監督します。

指名委員会

株主総会に提案する取締役や会計参与の選任・解任に関する決議の内容を最終決定する権限を有しています。

監査委員会

執行役等の職務の執行を監査します。

報酬委員会

執行役等の報酬等の内容を決定します。

執行役

会社の業務を執行する権限を有しています。



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属



契約書 債権回収 労務問題など

企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com

山下江 検索

予約電話受付
年中無休
7~24時



なやみよまるく
0120-7834-09

◆相談料：30分 5,000円 ◆債務整理相談料無料
◆交通事故初回1時間相談料無料

広島最大級！「親切な相談・適切な解決」をモットーに、機動力と総合力で企業トラブルを解決

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江